

地域をつなぎ、必要な支援を届ける

(東京都)

社会福祉法人三育ライフ

高齢者在宅介護サービス総合センター

シャローム若葉 施設長 **高弊 義嗣** (老－40期、No.5407)



社会福祉法人三育ライフは、東京都久留米市を本部とし、東京都内と千葉県内の2事業所にて活動を行っている。法人の設立は平成3年。特別養護老人ホームシャローム東久留米を平成4年に開設、平成6年に千葉事業所として高齢者在宅介護サービス総合センター・シャローム若葉を開設した。本法人の特徴として、法人名の由来である三育教育の考え方(知育・德育・体育)を取り入れた三育ライフの継承と、キリスト教を理念とした福祉実践がある。特に千葉事業所においては、在宅に特化したサービスを展開しており、地域福祉が呼ばれる今日、どのような社会貢献に繋げていくことができるのか。本稿では、当事業所で受託している地域包括支援センターと生活支援コーディネーター業務の働きを通して考えてみたい。

地域包括支援センターの現状と課題

千葉市若葉区における地域包括支援センターの推移について紹介する。地域包括支援センターが創設された平成18年4月時点の区内のセンター数は2か所、当事業所の担当圏域対象者数は約11万人であった。職員は3名の配置でスタート。平成24年10月にはセンター数が4か所に増え、対象者数は約6万人に減少し、

逆に職員数は9名に増えた。そして、平成29年4月には、センター数は5か所となり、対象者数は3万人になると推定されている。当事業所の配置職員数は、6名となる予定であり、やっと、平成18年当時に厚生労働省が示した「中学校区1つに対して1センター」という目安に合わせて担当圏域が細分化される見通しである。

とはいっても職員配置数は、委託契約という性質上、行政からの要請の変化により対応しなければならず、人事には常に頭を悩ませている。また、利用者の利便性など、事務所の立地条件も委託条件の中に入っていることや、地域への認知状況などを考えると、人員の増減に合わせた容易な事務所変更には慎重にならざるを得ず、時には負担増も覚悟しなければならない。

最近の特徴として、平成18年開始時よりも困難ケースの相談が増えてきているように思える。特に、認知症に起因する問題や、障害者を抱えた複合ケースなどに加えて、自立度が高いにもかかわらず、サービスについての苦情や不満、尊厳を傷つけられたというような訴え、あるいはケアマネジヤーやサービス事業所との良好な関係が構築できなかったというケースが増えた。今まででは謝罪で済んでいたものが、詫び状の要求や訴訟を想起させるような発言も聞かれるよう

千葉市の概況

千葉市全体	
総面積	約272km ²
総人口	964,424人
高齢者人口	235,172人
高齢化率	24.38%
75歳以上人口	103,024人
75歳以上の割合	10.68%
行政区	6区
センター数(※1)	24か所



◎地域包括支援センターはすべて委託型

◎センター名称は「千葉市あんしんケアセンター〇〇」

※1:平成24年10月に12センターから24センターへ整備→平成29年度には更に増設
包括三職種51人(24年9月)→82人(24年10月)→102人(26年4月)→108人(27年4月)→109人(28年4月)

なってきている。苦情受付窓口として、国保連や市の介護保険課、運営適正化委員会などがあるが、現実的には、弁護士事務所のような和解に向けた調整機能は期待できない。また、各サービス事業所によってこのような問題についての対応が異なるため、共通の課題として上がりにくく、それぞれの事業への自負も含めて、非常にデリケートな問題となっている。

地域ケア会議と連携の課題

千葉市においては、当地域包括支援センターが地域ケア会議を日常生活圏域に限定して平成24年2月に初めて開催した。成年後見制度、経済的問題、近隣との関係、医療機関との連携、介護者の精神疾患、虐待などの問題を、総合相談で関わってもらった機関が出席して、事例の検証をすることから始まった。参加者は、医療機関、訪問診療医師、医療ソーシャルワーカー、介護保険事業者、千葉市社会福祉協議会、千葉県警千葉東警察署、千葉市若葉

消防署、配食業者、弁護士、薬局、薬剤師、ゆうちょ銀行、若葉区老人クラブ連合会、若葉区民生委員・児童委員協議会、若葉区地域振興課、若葉保健福祉センター、千葉市あんしんケアセンター・シャローム若葉の14団体23名であった。同年11月には、若葉区全体として、地域ケア会議を開催し、26団体41名の出席があった。昨年11月の会議では、27団体41名と、毎回多くの方が参加している。(詳細については、厚生労働省地域ケア会議実践事例集(平成26年3月)第2章 地域ケア会議の実践事例 第6節 千葉県千葉市(若葉区)P120参照のこと)

この会議の利点は、関係者が一同に介して、顔が見える会議を開催できたことと、地域での問題を共有することで、ネットワークづくりができたことがあげられる。

会議には行政も参加しているが、規範的統合をするところまではなかなかいかないのが現状である。会議の開催を地域包括ケアセンターがとり

まとめているが、参加メンバーの意見を集約して、方向性を打ち出していくための調整役を本センターが担うには困難があると感じている。そのため、行政としても高齢者保健福祉推進計画などに反映させることが難しく、せっかく良い意見が出ても意見書を出すことにつながらず、今後どのような進め方をしていけばよいのか、課題となっている。

他方、若葉区地域ケア会議という大きな括りだけでなく、「町丁目毎の会議」の開催や「個別ケース検討会議」など、もっと小さい地域毎のケア会議を頻繁に行なうようにしており、これにより、若葉区支え合いのまち推進計画などの身边に感じる計画に参画することができ、地域の問題として取り組むことができるようになってきている。



シャローム若葉桜木外観

千葉市を考える生活支援コーディネーター

地域包括ケアシステム推進の一環として、創設されたのが生活支援コーディネーターである。千葉市では、2015(平成27)年10月より公募制で各区に1人ずつの配置がなされた。若葉区においては当法人が受託し、今まで第1層～第3層(収入による段階区分で世帯の全員が市民税非課税となる第1段階～第3段階)の内、第1層、第2層までを受託し、現在は2名体制で業務に当たっている。受託法人は、社会福祉

法人、NPO法人、民間法人で、それぞれの得意分野を活かしながら、地域住民にとって安心して暮らせる住みやすい環境作りに資する事を共通の理解として活動している。

具体的には、①地域内の支えあい活動や介護予防活動を実施している方へのインタビューを通した活動状況調査。②地域での支えあいニーズの把握。③地域住民と一緒に住民同士の支えあい活動の組織作り。④支えあい活動のボランティア育成。⑤関係者間でのネットワーク作りと関係団体との連携体制作り、情報共有などが、生活支援コーディネーターの業務として期待されている。短期間に内に1人で若葉区全体の把握は不可能であるため、①～②と⑤を重点的に6ヶ月間かけて調査を行った。

この調査結果をもとに区毎のマップに共通した書式で情報を落とし込み、千葉県のホームページにアクセスすると、情報がみられるようになる。現在は、ホームページに掲載される前段階の最終的な校閲が行われており、日々アップされる予定である。この作業を実施する過程では、行政内部(市、区)での情報や社会福祉協議会内での情報に重複する部分があることや、互いに補完しあう情報も沢山あることが分かり、相互をつなぐ機関、調整役が今までいなかつた事に気づかされた。違う見方をすれば、お互いを補完する、空白部分を埋める役割が公的機関になればなるほど、制約があり難しいのではないかと推察される。

「近くにいる存在」を区内にくまなく

地域住民にとっては、生活支援コーディネーターは、行政機関よりももっと身近で、自分達の自治会活動や、老人会、支えあい活動にも参加してくれる、自分達のニーズを自ら出向いて聞いてくれる存在であると捉えられているように感じている。

自治会活動に参加してみると、社会福祉協議会の地区部会において大方の自治会を網羅している事に気付く。しかしながら、それでも人的制約や様々な理由により、未着手の地域がどうしても出てくる。生活支援コーディネーターが未着手の地域を積極的に回る事により、自治会からは歓迎され、社会福祉協議会へのフィードバックをすることで、今後の展開においても、相互で協力することが可能となり、結果として地域住民へ還元することとなる。

民間法人と社会福祉法人の相違

小職の所属する社会福祉法人は、地域包括支援センター、千葉市社会福祉協議会、老人クラブ連合会、千葉市、若葉区、民生委員など、高齢者福祉に関して取り組んでいる団体、行政機関と密接な関係にある。そのため、地域の情報は比較的容易く入手でき、自治会への訪問も紹介者の協力を得ながら行う事ができた。

しかしながら、月1回行われる生活支援コーディネーター会議での発表では、担当している法人によって、業務の進捗状況や内容に相違がある。民間法人は、NPOや個人事業主の持つ情報を得意としており、我々社会福祉法人とは異なる情報やアプローチ方法が紹介された。民間法人と社会福祉法人が、同じ目標に向かって互いの情報を公開し合い、共通のフォーマットを構築し、地域住民のために何を成すべきかという視点で業務を遂行できるというのは、新しいアプローチとして有益ではないかと思う。問題提起をすれば、民間法人の場合は、地域ニーズに対して住民参加型というよりは自分

たちの仕事の創出につなげようとする意識が強いように感じられる。生活支援コーディネーターは、住民同士の支え合い活動の組織作りと、支えあい活動のボランティア育成業務も含まれているので、気になるところではある。

今後の展開について

各自治会、老人会に参加し、顔を覚えてもらうことで、こんな事をしたい、どうしたらよいか、という相談が少しずつ聞かれるようになってきた。支えあいのボランティア育成に関しては、市や県のボランティアセンターにおいて毎月講座が開催されているが、実践の場として、活動しているところの紹介や研修受け入れの打診など、具体的な相談も受けるようになってきた。また、社会福祉協議会も地区部会を通して同様の相談を受けており、生活支援コーディネーターからの情報を基に、自ら実施団体に出向き、研修を受けるなどして、ノウハウを地域に還元する取り組みも始まっている。生活支援コーディネーターが起爆剤となり、また、各機関の接着剤の役割を果たすことで、相乗効果となって、地域福祉の推進役となっている。

千葉市においては、平成30年まで地域包括支援センター内に第2層の生活支援コーディネーターを配置することが決まっているが、それにより第1層を担当するコーディネーターの体制がどうなるのか不確定な部分が多い。しかしながら、地域住民にとって安心して暮らせる社会の構築のために何ができるのか、そのために当法人が何を成すべきかを念頭において、法人理念であるキリストの無償の愛を持って、これからも運営にあたっていきたい。